

特別養子縁組について

- * 特別養子縁組が確定すると、実親と子どもの法的関係はなくなります。
- * 子どもは養親の嫡出子としての身分を得て、養親子関係が唯一の親子関係として法律的に認められます。

【特別養子縁組成立の要件】

- ① 夫婦共同縁組
- ② 養親となる者の年齢が 25 歳以上
- ③ 養子となる者の年齢が 15 歳未満 (15 歳までに申立てができなかった場合は 18 歳までに審判がなされることが必要・15 歳に達している場合は、本人の同意が必要)
- ④ 父母の同意
- ⑤ 父母の養育困難、または不相当であること、その他特別の事情がある場合、子の利益のために特に必要と認められるとき

【成立までの流れ】

養親となる者が、家庭裁判所に「特別養子適格の確認」と「養子縁組成立」を申立てます。

↓

実親・養親になる人に、家庭裁判所から調査と意思の確認があります。
あっせん機関に、調査・意見が求められます。

↓

審判 第 1 段階：特別養子適格の確認審判 (子の要保護性)
第 2 段階：特別養子縁組成立の審判 (養親となる者の適格性・子どもとの適合性)
* 約 6 ヶ月間の試験養育期間が必要

↓

審判の確定 2 週間以内に不服申立がなければ、確定 → 養親が戸籍届出
* 申立てと戸籍届出に、「養子となる者・父母の戸籍謄本」が必要です。

【特別養子縁組終了後・告知と子どもの出自を知る権利】

- * 特別養子縁組は基本的に離縁ができません。
- * 特別養子縁組は法律的に養親を唯一の親とすることから、養親との続柄を長男・長女とする戸籍上の効果がありますが、養子であることを隠すためではありません。
- * 子どもには出自を知る権利があります。養親は真実告知 (子どもに養子であることを伝える) をして養育することが求められています。
- * 子どもは自分の戸籍から実親をたどることができます。
- * 何かききたいことや相談したいことがあれば、家庭養護促進協会までご相談ください。

公益社団法人 家庭養護促進協会

□神戸事務所

〒650-0016 神戸市中央区橘通 3-4-1
神戸市立総合福祉センター 2 階
TEL 078-341-5046 FAX 078-341-1096
E-MAIL ainote@kjd.biglobe.ne.jp

□大阪事務所

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター 210 号室
TEL 06-6762-5239 FAX 06-6762-8597
E-MAIL fureai-osaka@nifty.com